

令和元年 11月 1日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

令和元年台風第19号への対応について

資料1 令和元年台風第19号への対応について（まちづくり局関係）

資料2 ご自宅の応急修理をお考えの方へ

まちづくり局

1 被害状況

(1) 土砂崩れ ※民有地内を含む。

高津区1件、宮前区3件、多摩区1件、麻生区2件

※人的被害や隣接家屋等への被害はなし。道路等に影響があったものは応急対応済。

(2) 市営住宅

市民生活に影響を与えるような大きな被害はなし。

(3) その他

JR横須賀線武蔵小杉駅において電気施設の故障等により、エスカレーター、エレベーターが停止したが、順次復旧され、現在、運用されている。

(2) 住宅の応急修理

災害救助法に基づき、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊（準半壊）」の被害を受けた現に居住する住宅を対象に、日常生活に必要で欠くことのできない居室、台所、トイレなど、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所において市が被災者に代わって住宅の応急修理を行う。

●10月18日、住宅の応急修理の実施について市HPに掲載。

●10月23日、住宅の応急修理制度の概要、申請手続き等について市HPに公表。同日、まちづくり局住宅整備推進課に住宅応急修理に関する相談窓口を設置。

●10月28日からまちづくり局住宅整備推進課において住宅の応急修理の受付開始。当面の間、中原区役所・高津区役所・多摩区役所内においても臨時受付窓口を設置。

【住宅の応急修理受付件数（10月30日現在）】

66件（所在地別：中原区24件、高津区35件、多摩区7件）

(3) 住宅の修理に関する情報提供（市HP）

●住宅復旧に対する住宅金融支援機構の低利融資（災害復興住宅融資）

●住宅被害に関する住宅リフォーム事業者等の検索サイト

●被災により住宅ローンなどの返済が困難となった場合に債務の減免が受けられる「被災ローン減免制度」及び神奈川県弁護士会の相談窓口

●住宅の修理に関する悪質商法に関する注意喚起

(4) 住宅建築相談窓口の設置

10月30日から、かながわ災害時建築相談対策協議会と連携し、住宅の修繕や建替えなどに関して建築士が応じる相談窓口を中原区役所、高津区役所、多摩区役所の応急修理臨時窓口内に開設。

※「かながわ災害時建築相談対策協議会」の構成団体：（一社）神奈川県建築士事務所協会、（公社）かながわ住まいまちづくり協会、（一社）神奈川県建築士会

2 被災者支援

(1) 一時的な住まいの確保

●10月14日から、市営住宅（44戸）、特定公共賃貸住宅（25戸）、川崎市住宅供給公社賃貸住宅（7戸）の空家住戸計76戸の一時使用（原則3カ月・無償）の受付開始。

●10月15日、神奈川県が市内の県営住宅（宮前区野川南台住宅）を提供することを発表（原則3カ月・無償）。市が申込窓口。（50戸、うち早期に提供可能なもの24戸）

※このほか、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）のUR賃貸住宅、横浜市が市営住宅を提供

【市営住宅等受付状況（10月30日現在）】

	合計
提供可能戸数	100戸
要望数	80世帯
入居決定	71戸
入居済	63戸

※提供可能戸数は、早期入居可能な市営住宅、特公賃、公社賃貸、県営住宅の住戸数

※要望数は、辞退者を除く。

3 今後の対応

・住宅の応急修理費等について、12月議会に補正予算議案を提出予定

・宮前区の土砂崩れ現場に近接する同時期に同構造で築造された市管理の擁壁等があることから、その安全性に関する調査費についても、12月議会に補正予算議案を提出予定

ご自宅の応急修理をお考えの方へ

令和元年台風 19 号により被災した住宅について
 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を実施します。

1. 対象者（対象住宅）（次のすべてを満たす方が対象）

- (1) 住宅の り災証明書が「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊（準半壊）」 であること
- (2) 応急修理によって、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれること
- (3) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）を利用しないこと
 ※一時的住居として市営住宅等に入居されている方は本制度の対象となります。
- (4) 「半壊」「一部損壊（準半壊）」の場合、自らの資力では応急修理ができない者（世帯）

2. 応急修理の範囲

日常生活に不可欠な部分の応急的な修理

（屋根、外壁、床等の基本部、ドア等の開口部、配線・配管、便器等）

※壁紙や畳のみの取り換え、家電製品は対象外となります。

3. 基準額（限度額）

全壊・大規模半壊・半壊：1世帯当たり 59万5千円（消費税込）

一部損壊（準半壊）：1世帯当たり 30万円（消費税込）

※制度の対象外となる修理費用や限度額を超える部分の費用は自己負担となります。

4. 注意事項

この制度は、市が被災者に代わって施工業者と契約し直接修理を行うものです。すでに契約済の場合などは早急に下記窓口へご相談ください。

5. 申込受付窓口

場 所	受付時間	電話番号
まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 （川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル6階）	平日8:30～17:15	044-200-2253
中原区役所4階 住宅応急修理臨時窓口 高津区役所5階 住宅応急修理臨時窓口 多摩区役所9階 住宅応急修理臨時窓口	平日8:30～17:00	/

※区役所は 10月28日（月）から 11月8日（金）までの予定です。場所に変更する場合があります。

※直接窓口を持参できない場合は、郵送で受付しますのでご相談ください。

応急修理制度の手続きのご案内

1 応急修理の申込み

【申請書類】

- ① 住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- ② 住宅の被害状況に関する申出書（災害救助法応急修理参考資料）
- ③ 罹災証明書のコピー
- ④ 資力に係る申出書（様式第2号）※住家被害が全壊・大規模半壊の場合は不要
※借家の場合は、貸主の資力に係る申出及び工事の承認書（自署または記名押印）を添付（書式自由）

各種様式は市ホームページからもダウンロードできます

【受付窓口】このチラシ表面の【5. 申込受付窓口】へ提出ください。

2 申込者（被災者）から施工業者へ見積書の提出を依頼する

○お付き合いのある施工業者へ見積もりを依頼します。施工業者のあてが無い場合は、市が配布した施工業者リストの業者へ見積もりを依頼します。

見積もり依頼時に施工業者へ渡す書類（書類は受付時に市から被災者へ渡します。）

- ・ 応急修理制度の手続きのご案内（このチラシ）
- ・ 住宅の応急修理申込書（受付済）の写し
- ・ 修理見積書（様式のみ）
- ・ 住宅の応急修理指定業者願書（市が配布した施工業者リスト以外に依頼する場合）
- ・ 応急修理に係る工事例
- ・ 工事完了報告書（様式のみ）
- ・ 修理見積書記載例

○工事施工者から見積書の提示を受け、内容の確認後、自署または記名、押印

3 市へ見積書等を提出

○施工業者または申込者（被災者）から市へ見積書及び工事前写真を提出してください。

○市が配布する施工業者リスト以外の施工業者に依頼する場合は、「住宅の応急修理指定業者願書」もこの時まで提出してください。

【提出先】まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課（このチラシ表面参照）

4 市から施工業者へ工事依頼書を送付

○市は見積書等の内容を確認し、施工業者へ工事依頼書を送付します。

○施工業者は申込者（被災者）へ、市から工事依頼があった旨を連絡してください。

5 工事の実施

○施工業者は申込者（被災者）と日程調整をした上で、応急修理を実施します。

6 工事完了の報告・費用の支払い

○施工業者は工事完了報告書と工事写真（工事中・工事後）を市に提出します。

○市は工事の完成を確認し、応急修理制度分の費用を施工業者へ支払います。

※制度の対象外の工事費用や限度額を超える部分の工事費用は（申込者）被災者から工事施行者へ支払う必要があります。